平成２８年（フ）第１２０号
島根県安来市黒井田町728番地
破産者　技研土質有限会社
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６３号
三重県志摩市阿児町安乗178番地３
破産者　株式会社丸勢水産
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
福島市笹谷字谷地南６番地の４
破産者　有限会社今野住建
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４２８号
札幌市東区北16条東13丁目３番１―101号
破産者　武田　和子
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
栃木県小山市大字外城170番地13　シャトーファミリーハイツＢ103号、従前の住所栃木県小山市大字中久喜1312番地87
破産者　竹内　　章
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第８９号
高知市神田2204番地10、開始決定時の住所高知市石立町192番地１
破産者　尾﨑　　聡
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２１０号
京都市右京区鳴滝音戸山町11番地28、破産手続開始決定時の住所京都市南区久世中久世町４丁目89番地１　グリーンスカイ藤101
破産者　訪問鍼灸ａｃｕｒｅこと　宮脇　尚子
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
福岡県宮若市鶴田1890番地１　宮田県営住宅１棟203号
破産者　久保園俊明
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第５０３号
熊本市北区清水万石５丁目３番61号
破産者　小山　仁士
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６７５号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目２番12―1805号、住民票上の住所埼玉県上尾市東町３丁目1971番地２
破産者　立沢　祥昭
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３６０号
和歌山県有田市古江見33番地　ラベニュー清和102号
破産者　川上　和栄
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６号
広島県安芸郡坂町横浜西１丁目27―11―２、開始決定時広島県呉市和庄登町21番11号
破産者　リカーハウスおんべこと　遠部　俊夫
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２１号
函館市本通４丁目34番12号　ＷＡＤＡマンション　２Ｆ右
破産者　船木　美子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２４０８号
横浜市鶴見区下末吉５丁目28番25号　ロベルトガーデン103号
破産者　名武　正幸
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５１号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑175番地１　セジュール101
破産者　山村　　充
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９２号
横浜市南区庚台25番地
破産者　木皿　喜廣
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９３号
横浜市南区庚台25番地
破産者　木皿美津枝
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部